

亀山市告示第29号

亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の一部を改正する告示

亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱

第1条中「指名業者」を「有資格業者」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に改める。

第2条第2号中「指名業者」を「有資格業者」に改め、同条第7号を次のように改める。

（7）資格（指名）停止 有資格業者が、別表第1各号及び別表第2各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合に、別表各号に定めるところにより、期間を定め市発注工事の入札参加資格（指名）を停止する措置をいう。

第3条の見出し中「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条第1項中「指名業者」を「有資格業者」に、「別表」を「別表各号」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条第2項中「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条第3項中「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「指名業者」を「有資格業者」に改め、同条第4項中「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「指名業者」を「有資格業者」に改める。

第4条の見出し中「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条第1項中「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「指名業者」

を「有資格業者」に、「行うもの」を「併せて行うもの」に改める。
第5条を次のように改める。

（共同企業体に関する資格（指名）停止）

第5条 市長は、第3条第1項の規定により共同企業体について資格（指名）停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該資格（指名）停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格（指名）停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格（指名）停止を併せて行うものとする。

2 市長は、第3条第1項、前条又は前項の規定による資格（指名）停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該資格（指名）停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格（指名）停止を行うものとする。

第6条の見出し中「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条第1項中「指名業者」を「有資格業者」に、「指名停止」を「それぞれ資格（指名）停止」に改め、同条第2項中「指名業者」を「有資格業者」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、「及び長期」を削り、「2倍」の次に「（別表第2第2号（3）又は第3号（4）の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の資格（指名）停止を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。この場合において、下請負人又は共同企業体の構成員について、本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の資格（指名）停止の期間を超えてその資格（指名）停止の期間を定めることができる。

第6条第2項第1号中「別表の2の項から5の項まで又は8の項のいずれか」を「別表第1各号又は別表第2各号」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「同表のいずれか」を「それぞれ

別表第1各号又は別表第2各号」に改め、同項第2号中「別表の1の項、7の項又は9の項第2号から第10号までのいずれか」を「別表第2第1号から第3号まで又は第7号」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「期間中又は当該期間の満了後10年」を「期間満了後3年」に、「同表のいずれか」を「それぞれ別表第2第1号から第3号まで又は第7号」に改め、「なったとき」の次に「（前号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条第3項中「指名業者」を「市長は、有資格業者」に、「別表」を「別表各号」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「期間は、」を「期間を」に改め、同条第4項中「指名業者」を「市長は、有資格業者」に、「第2項及び別表」を「及び別表各号」に、「指名停止の期間は、」を「資格（指名）停止の期間を」に改め、「2倍」の次に「（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）」を加え、同項ただし書きを削り、同条第5項中「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「指名業者」を「有資格業者」に、「前各項及び別表」を「前各項、次条及び別表各号」に改め、同条第6項中「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「指名業者」を「有資格業者」に改める。

第13条の見出し中「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条中「指名業者」を「有資格業者」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し中「指名停止業者」を「資格（指名）停止業者」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条中「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「指名業者」を「有資格業者」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「指名業者」を「有資格業者」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「指名業者」を「有資格業者」に改め、同条第1号中「応急工事で」の次に「、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1

項第 5 号又は地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 5 号に該当し」を加え、同条第 2 号中「（昭和 22 年政令第 16 号）」を削り、「又は第 7 号」を「若しくは第 7 号又は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号、第 6 号若しくは第 7 号」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条中「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「指名業者」を「有資格業者」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条の見出し中「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条中「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「指名停止通知書」を「資格（指名）停止通知書」に、「指名停止期間変更通知書」を「資格（指名）停止期間変更通知書」に、「指名停止解除通知書」を「資格（指名）停止解除通知書」に、「指名業者」を「有資格業者」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格（指名）停止の期間の特例）

第 7 条 市長は第 4 条第 1 項の規定により資格（指名）停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格（指名）停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 2 号（3）又は第 3 号（4）の措置要件に該当することとなったときは 2.5 倍）の期間とする。なお、前条第 2 項の規定の対象となり、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格（指名）停止の期間の短期は、前条第 2 項を適用した後に、それぞれ別表各号に定める短期（別表第 2 第 2 号（3）又は第 3 号（4）の措置要件に該当することとなったときは、それぞれ該当各号に定める短期を 1.5 倍した期間）を加えた期間とする。

- (1) 市発注工事の入札において、有資格業者が、亀山市建設工事等談合対応マニュアルに基づく誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。
- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項に基づく市による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。
- (5) 市職員又は他の公共機関等の職員が、公契約関係競売等妨害、談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があ

るとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条、第6条、第7条関係）

市内で生じた事故等による措置基準

措置要件	措置期間
（虚偽記載）	
1 市発注工事の競争入札に係る、申請書、届出書、資格確認資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認めるとき。	1月以上6月以内
（過失による粗雑工事）	
2 市発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1月以上12月以内
3 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、 <small>かし</small> 瑕疵が重大であると認められるとき。	1月以上6月以内
（契約違反）	
4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上6月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1月以上6月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1月以上4月以内
8 一般工事の施工	1月以上2月以内

に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	
---	--

備考

1 一般工事における過失による粗雑工事の瑕疵の重大性の判断基準（第3号）

一般工事における過失による粗雑工事について、瑕疵が重大であると認められるのは、原則として、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分がなされた場合とする。

2 事故に基づく措置の判断基準（第5号から第8号まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、資格（指名）停止は行わない。

ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる場合

イ 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる場合

3 市発注工事における安全管理措置の不適切の判断基準（第5号及び第7号）

市発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明らかとなった場合

イ 当該事項の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

4 一般工事における事故における安全管理措置の不適切の判断基準（第6号及び第8号）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

別表第2（第3条、第6条、第7条関係）

不正行為等による措置基準

措置要件	措置期間
(贈賄)	
1 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 市職員に対する贈賄の場合	4月以上24月以内
(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合	3月以上18月以内
(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合	3月以上12月以内
(独占禁止法違反行為)	
2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 市発注工事における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合 ((3) に該当する場合を除く。)	3月以上12月以内
(2) (1) 及び (3) 以外における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合	1月以上9月以内
(3) 重大な独占禁止法違反（市発注工事のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）案件における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反）の場合	6月以上36月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
3 有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑によ	

り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 市発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合（(4)に該当する場合を除く。）	4月以上12月以内
(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	2月以上12月以内
(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	1月以上12月以内
(4) 重大な公契約関係競売等妨害又は談合（市発注工事のうち、特定調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合）の場合	6月以上36月以内
(建設業法違反行為)	
4 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 市発注工事における建設業法違反の場合	2月以上12月以内
(2) 市発注工事以外における建設業法違反の場合	1月以上12月以内
(不正又は不誠実な行為)	
5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上12月以内
6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上12月以内
(暴力的不法行為等)	
7 次の(1)から(6)のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、又は次の(7)から(11)のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	次の(1)から(6)の措置期間については、資格(指名)停止の期間の始期から当該の期間を経過し、契約の相手方として適当と認められる状態となるまで
(1) 有資格業者の役員等が、亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成	24月

20年亀山市告示第38号。以下「暴排要綱」という。)第2条第9号に規定する暴力団関係者等(以下「暴力団関係者等」という。)であると認められるとき。	
(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴排要綱第2条第8号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の威力又は暴力団関係者等を利用するなどしたと認められるとき。	12月
(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者等若しくは暴排要綱第2条第10号に規定する暴力団関係法人等(以下「暴力団関係法人等」という。)に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9月
(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者等と密接な関係を有していると認められるとき。	6月
(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3月
(6) 有資格業者の役員等が、暴力団関係者等又は暴力団関係法人等であると知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	6月
(7) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。	1月以上12月以内
(8) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表に掲げるいずれかに該当する者と知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたとき。	3月以上6月以内
(9) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱第6条第1項の規定に違反したとき。	3月以上6月以内
(10) 有資格業者が、市発注工事の契約	3月以上6月以内

<p>を履行するに当たり、発注機関の長が、暴排要綱第5条第4項又は第6条第4項の規定に基づき、当該有資格業者に対し又は当該有資格業者を通じて暴排要綱第2条第5号に規定する下請負人等又は第2条第6号に規定する資材販売業者等との契約の解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。</p>	
<p>(11) 有資格業者が、市発注工事に関し、暴力団関係者等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。</p>	<p>1月</p>

備考

1 「業務」について（第2号、第5号及び第7号）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

2 独占禁止法違反行為（第2号）

(1) 独占禁止法に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに資格（指名）停止を行う。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

オ その他、公正取引委員会より違反事業者として公表されるなど独占禁止法違反の事実を確認したとき。

(2) 独占禁止法違反行為の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの資格（指名）停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、

資格（指名）停止の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第6条第3項の規定を適用するものとする。

3 建設業法違反行為（第4号）

建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいう。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分を受けた場合

4 不正又は不誠実な行為（第5号）

業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 市発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

5 「暴力行為」について（第7号（7））

「暴力行為」とは、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関し暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）第1条違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

様式第1号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第2号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「指名停止通知書」を「資格（指名）停止通知書」に、「建設工事等の指名競争契約」を「建設工事等」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に改める。

様式第3号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「指名停止期間変更通知書」を「資格（指名）停止期間変更通知書」に、「建設工事等の指名競争契約」を「建設工事等」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に改める。

様式第4号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「指名停止解除通知書」を「資格（指名）停止解除通知書」に、「建設工事等の指名競争契約」を「建設工事等」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行し、この告示の施行の際現にこの告示による改正前の亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の規定により指名停止の措置を受けている者（次項において「指名停止者」という。）及び同日以後に資格（指名）停止の決定を受ける者について適用する。

（経過措置）

- 2 指名停止者のうち、この告示による改正後の亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の規定の適用により資格（指名）停止の期間が短縮される者については、この告示の施行の日に資格（指名）停止の期間を変更し、又は解除することとする。